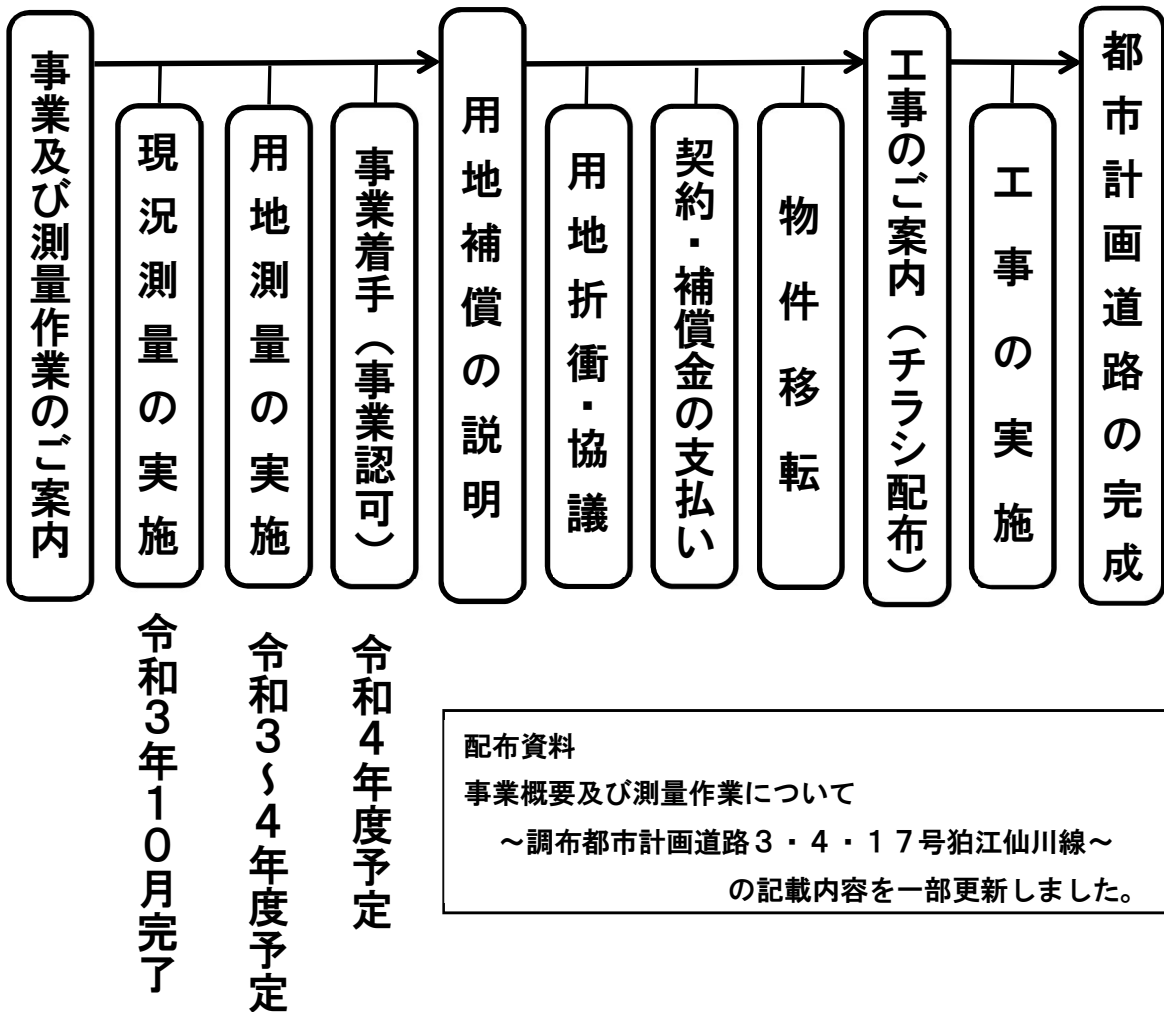


■事業の概要について

質問1： 今後のスケジュールが知りたい。

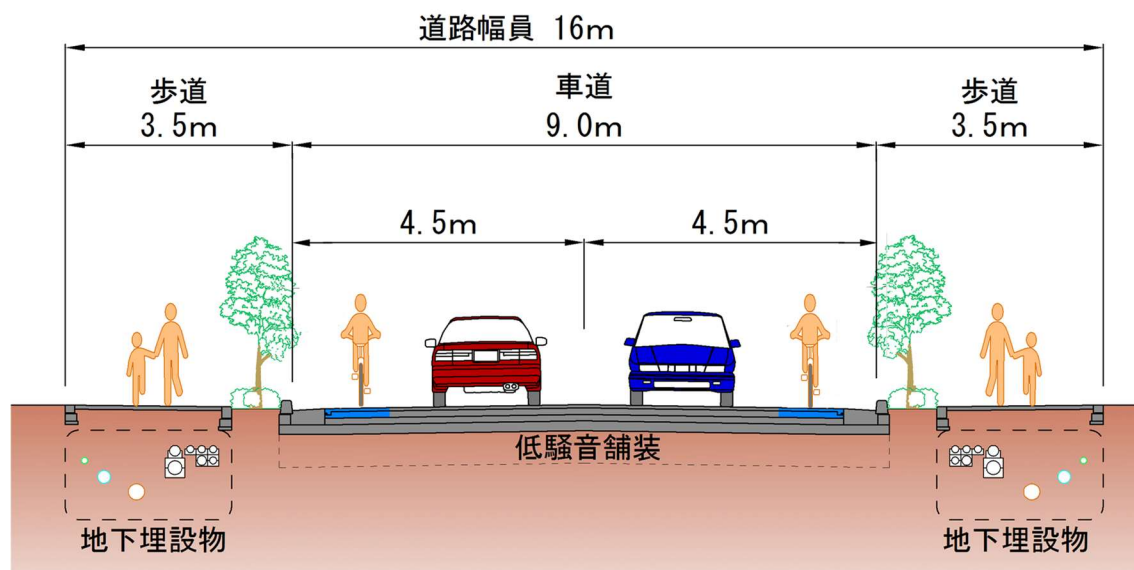
回答1： 今後の事業の進め方については下記の流れを予定しています。



質問2： 道路の構造（幅員の構成）について知りたい。

回答2： 道路の幅員構成については、交通管理者と協議したうえで決定することになります。現在の計画では総幅員16m、車道9m（片側1車線、上下線で2車線）、片側3.5mの歩道を両側に整備する予定です。

なお、交差点部には必要に応じて右折専用レーンを設置する予定です。



質問3： 今後も住民に対して説明はあるのか。

回答3： 測量調査を行う前には、お知らせの配布などにより事前にご案内させていただいております。また、用地買収や補償などにつきましては、関係する方々にご説明させていただく予定です。その方法については新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ検討する予定です。

■都市計画線について

質問4： 都市計画線が所有する土地のどこなのか知りたい。

回答4： 都市計画線の位置につきましては、用地測量の際に現地に表示する予定です。参考として東京都都市整備局のホームページより計画線の入った図面を見ることができます。

また、調布市都市計画課でも閲覧いただけます。ただし、いずれも測量前のものであるため、確定したものではないことをご承知おきください。

<都市整備局 都市計画情報 都市計画道路>

https://www2.wagmap.jp/tokyo_tokeizu/MAP?linkid=275ecccc-dc16-4ea5-9c42-3a69d6f8ff07&mid=1



質問5： 都市計画線の位置はいつ頃解るのか。

回答5： 都市計画線の位置につきましては、用地測量の際に現地に表示する予定です。

■測量作業について

質問6： いつ頃から実際の測量作業を行なうのか。

回答6： 測量作業については、令和3年3月より開始しております。敷地内を測量させていただくときには、事前にご連絡させていただきますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。

質問7： 測量作業のときに立会いは必要なのか。

回答7： 現況測量は、現地の正確な地形図を作成し、都市計画線の位置を明確にするものであるため、立会いは必要ありません。

なお、用地測量では、所有されている敷地に対して都市計画線の位置を明確にする必要があるため、地権者の皆様には境界の立会いをお願いすることになります。

質問8： 今回の測量で家屋の中に入るのか。

回答8： 測量調査では、敷地内には立入りをさせていただきますが、家屋などへの立入りは行いません。

■用地補償について

質問9： 用地の買収や補償はいつ頃になるのか。

回答9： 用地買収や補償に対するお話は、令和4年度に予定している事業認可の取得後に、対象となる皆様に対して「用地補償の説明」をさせて頂いた後、個別に折衝をさせていただきます。

質問10： 早く土地を売却したい。

回答10： 都市計画道路区域内の用地買収については、先行買収（先行取得）という制度がありますが、通常は事業認可取得後、対象となる皆様に「用地補償の説明」をさせて頂いた後、用地買収の折衝をさせていただきます。事業認可取得後、早期に売却をご希望される場合には、用地担当にご連絡下さい。

質問11： 賃借人に対して、代替物件の紹介や移転費用の補償はしてもらえるのか。

回答11： 賃貸でお住いの方については、移転に必要と思われる費用を東京都が金銭で補償し、ご自身で移転先をお探しいただくこととなります。都営住宅についても公共事業用として割り当てられた部屋を斡旋する制度があります。入居には条件がありますので、全ての方にご紹介することはできません。

質問12： 事業用地として土地の一部だけが買収される場合、残ってしまう土地についても買収してもらえないか。

回答12： 東京都では、原則、計画線外の残りの土地は取得いたしません。ただし、道路の隅切り等道路として必要が生じる場合には、都市計画線外であっても取得させていただく場合があります。

質問13： 土地建物が共有名義となっており、その登記者の一部が住所の変更登記を行っていない。何か支障はあるか。

回答13： 取得する土地については、売買契約成立後の登記を東京都が行う際に変更します。

質問14： 土地の売却代金について、課税の特例は受けられるか。

回答14： 租税特別措置法第33条及び第64条により、代替資産取得による課税の繰り延べの特例が受けられます。また、租税特別措置法33条第4号及び第65号第2号による5,000万円の特別控除を選択することも可能です。

質問15： この事業は土地収用法適用可能事業か。

回答15： 事業認可取得後は収用適格事業となります。

質問16： 事業により休業又は廃業を余儀なくされる場合、補償金や賠償金は支払われるのか。

回答16： 補償金の算定に当たっては、原則、事業継続を前提とした算定となります。

■道路の設計について

質問17： 現地の地盤や地質の調査は行われているのか。

回答17： 地盤や地質については基礎調査を行っています。今回の測量調査結果に基づき、擁壁などの設計を進めることとなりますので、今後も必要に応じて調査を行う予定です。

質問18： 歩道乗入部（切下げ）の位置や数について考慮して欲しい。

回答18： 歩道乗入部（切下げ）の位置や数については、道路に隣接する方々と、駐車場の位置や使用する車両の大きさ等を踏まえて調整させていただきますので、ご連絡をお待ち下さい。

質問19： 騒音や振動対策に考慮した道路にして欲しい。

回答19： 新たに拡幅整備する道路では、車道には騒音低減効果のある舗装（低騒音舗装）の採用や、地盤調査の結果や交通量を考慮した舗装の設計を行うことにより、騒音や振動の発生を抑制してまいります。

質問20： 道路冠水が発生しないようにして欲しい。

回答20： 新たに拡幅整備する道路では、想定される降雨量に基づき道路の排水施設を設計・施工してまいります。

■道路の工事について

質問21： いつ頃から工事に入るのか知りたい。

回答21： 道路工事については、土地の取得、家屋の移転が進み、工事ができる程度の広さの用地が取得できましたら、着工していく予定です。

質問22： 工事はどのくらいの期間かかるのか。

回答22： 新たな道路の工事では、電線類の地中化や登坂部の擁壁工事など、行わなければならない工事が多いため、工事期間が長くなることが想定されます。

工事により皆様の生活に極力影響を与えないよう努力して参りますが、ご理解、ご協力のほどお願いいたします。

■現在の道路について

質問23： 現在の歩道（事業用地）の舗装を補修してもらえないか。

回答23： 現在ご利用頂いている道路について、お気づきの点がございましたら、ご連絡をお願いします。補修の内容や規模にもよりますが、現地の状況を確認のうえ、適宜、補修工事などにより対応させていただきます。

■ご意見

意見24： 早く工事をして欲しい。

見解24： 現在、測量作業を進めており、令和5年2月頃には完了する予定です。引き続き早期事業化に向け着実に取り組んでまいります。皆様のご理解、ご協力をお願いいたします。